

徳島県市長会を構成する各市の 災害時相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島県市長会を構成する各市(以下「協定市」という。)が相互に協力して被災した協定市(以下「被災協定市」という。)に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (6) 救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災協定市は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資の品名、物資の数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災児童、被災生徒等の学年、人数等
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の職種別人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実 施)

第4条 応援を要請された協定市は、当該協定市が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、被災協定市以外の協定市は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市の負担とする。

2 被災協定市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市から要請があった場合は、応援する協定市が支弁し、応援終了後、被災協定市に請求するものとする。

(平常時における協力体制)

第6条 協定市は、災害発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築及び応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練等への参加、協力をを行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第8条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

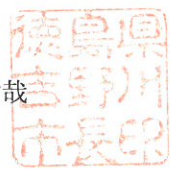
この協定を証するため、本書8通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月5日

徳島市
徳島市長 原 秀樹



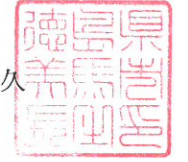
吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉



鳴門市
鳴門市長 泉 理彦



美馬市
美馬市長 牧田 久



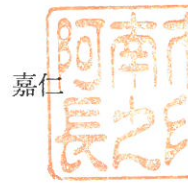
小松島市
小松島市長 稲田 米昭



阿波市
阿波市長 野崎 國勝



阿南市
阿南市長 岩浅 嘉仁



三好市
三好市長 俵 徹太郎

